

尾張旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に

関する基準を定める条例の制定

討論要旨 秋田さとし議員

この議案は、令和8年4月より全国で実施される「こども誰でも通園制度」について規定するものでございます。

国においては、利用の形が類似する一時預かりの基準や試行的事業の実施状況などを踏まえて、職員の基準を定めております。本市としても実施していかなければならない事業であり、原案は、国の定める基準に基づいた内容になっているため、原案賛成を表明させていただきます。

修正案では、第22条第2項で、保育士の数は、利用乳児1人につき1.3人以上とするとあります。また、第4項では、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動、その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、運転手のほかに利用乳幼児1人につき1人以上の保育士を同乗させなければならないとありますが、今現在でも保育士が不足している状況でもあると考えます。

修正案は、国の基準を上回る内容で、保育士の確保も大変になるので、原案のとおり、保育士以外にも、この事業に従事するために必要な研修を修了した者を活用することが望ましいと考えます。

本制度は、全国一律で実施される制度であり、国や他自治体の基準を踏まえると、修正案については反対を表明させていただきたいと思えます。